

12章 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合 するものである こと	意義及び目標に関する事項	1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 [7] 中心市街地活性化の基本的な方針 P 46～50 3章 中心市街地の活性化の目標 P 56～71
	認定の手續	① 活性化協議会 平成19年5月31日設立 ② 厳選された事業 4章から8章 P 72～133 ③ 達成目標と数値目標及び計画期間 P 56～71 ④ 区域設定 2章 中心市街地の位置及び区域 P 51～55 ⑤ 事業の活性化への寄与 4章から9章 P 72～149
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2章 中心市街地の位置及び区域 P 51～55
	4章から8章までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9章 4章から8章までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 P 134～149
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 P 150～157
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11章 その他中心市街地の活性化のために必要な事項 P 158～167

第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4章から8章までの事業等が記載されていること	4章から8章 P 7 2 ~ 1 3 3
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3章 中心市街地活性化の目標 P 5 6 ~ 7 1
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4章から8章 P 7 2 ~ 1 3 3
	事業の実施スケジュールが明確であること	4章から8章 P 7 2 ~ 1 3 3